

学位論文題名

訓点資料として見た文選及び白氏文集の
注釈活動についての研究

学位論文内容の要旨

本研究では『文選』『白氏文集』を訓点資料として見た場合に、日本に於いてこれら集部に属する漢籍が何を典拠としてその行間に音注或いは義注を書き込むことができたのかという点に着目し、先行研究により明らかとなっている漢籍と中国側注釈書との関係、または切韻系韻書、玉篇系字書との関係を踏まえながら『文選』『白氏文集』の注釈活動について考察することを目的としたものである。

第1部では『文選』の注釈活動について考察を行なう。対象とした訓点資料は『京都帝国大学文学部景印旧鈔本第七集』所収『文選集注』(以下、文選集注)巻第八・巻第九、宮内庁書陵部蔵『文選』巻第二院政期点(以下、書陵部本)、東山御文庫蔵(九条家旧蔵)旧鈔本『文選』(以下、九条本)巻第二・巻第三である。

まず、第1部第2章において文選集注の本文に加点された声点についての考察から、その結果、以下の点を明らかにした。①文選集注に見える声点は、集注内記載の音決注を典拠として加点され、加点する際には被音注字と同字体の反切注、類音注あるいは声調注を検索している。また、音注の字音体系と加点された声点との間にほとんどずれが無いことより、文選集注の声点加点は調値による加点ではない。②文選集注の声調体系は、平声・入声で軽重の区別をする六声体系であるが、上声全濁字の去声化は全く見られない。③和訓の加点が見えないことを以て、直ちに「字音直読」に結びつけることはできない。

次に第1部第3章では書陵部本に加点された声点についての考察から以下の点を明らかにした。①書陵部本における声点は平声と入声に軽重の区別がある六声体系であり、当時の日本漢音を反映して上声全濁字が去声化されている。②書陵部本の声点は、文選集注記載音注の被注字である場合、文選集注記載音注(主として音決注)を典拠とし、そうでない場合は切韻系韻書を典拠として加点されている。ただし、文選集注に音決注と李善注が併記されている時、李善注を優先して典拠とする例が存する。③書陵部本において、文選集注記載割注の被注字である場合、本文を音読する際には声点を、訓読する際には和訓を加点し、加点者の理解に従って本文を読み下している。④書陵部本の加点者は、本

文全体を理解し読み下す事を目的として声点を加点したと思われる。従って、終始、割注に記載された音注を典拠として学習的且つ正確に加点された文選集注の声点とは性質を異にし、ここに加点者の学習態度の差が見られる。

また第1部第4章及び第5章では、九条本巻第二及び巻第三に書込まれた音注及び漢文注についての考察から、以下の点を明らかにした。①九条本巻第二後半及び巻第三前半に書き込まれている出典名不記載の音注は、六臣注本記載の音注(本行注、割注)を全載の方針で参照転記し、その上で六臣注本に音注が無い場合には音決注を参照し転記したものである。また九条本巻第二後半に書き込まれた漢文注の典拠となったのも六臣注本記載の注釈であったことから、九条本書き込み注の第一の典拠となったのは六臣注本である。②九条本巻第二後半及び巻第三前半に書込まれている音注は、六臣注本を典拠とする場合と、音決注を典拠とする場合とで、次のような表記上の書分けがある。反切注⇒六臣注を典拠とする場合「○○」、音決注を典拠とする場合「○○反」、類音注⇒六臣注を典拠とする場合「└○」、音決注を典拠とする場合「六○」、③九条本巻第二後半の漢文注の典拠として文選集注が確実に利用された例は無かった。従って、その行間に書込まれた音注の第二の典拠として考えられた音決注は、文選集注に記載された音決注ではなく単注本が利用されたのではないかと考えられる。

第2部では『白氏文集』の注釈活動についての考察を行なった。対象とした訓点資料は、金沢文庫本『白氏文集』の内、大東急記念文庫蔵本及び天理図書館蔵本の計二十巻(以下、金沢文庫本白氏文集)である。この金沢文庫本白氏文集に書き込まれた音注及び義注について、反切注を中心とする考察から以下の点を明らかにした。①金沢文庫本白氏文集は正文に対する中国側注釈書が存しないが、その行間等に書込まれた反切注から切韻系韻書及び玉篇系字書が利用されたことが明らかとなったとともに、明記された出典名から『唐韻』『蔣鮐切韻』などの切韻系韻書が利用されたことも明らかとなった。「毛詩」「説文」「尔雅」「論語」「兼名苑」「呉都賦」等の出典名を見出すことができたが孫引きの可能性も考えられ注意を要する。②反切注とともに義注が記載される例が散見するが、これは切韻系韻書或いは玉篇系字書が『白氏文集』を学習する際の日本側の依拠書としての重要な役割を果たしていた結果と思われる。③金沢文庫本白氏文集の学習態度は、一被注字に反切注と字訓など複数の情報を重複して書き込む例や書き込み注の誤写例が存することから、本文を確定するために原文字の訂正や字体確定に必要な情報を書込んではいないものの、原詩読解のために深い理解を示しながら加点したとは言い難い学習態度である。

以上の結果を通して、漢籍を学習する際には、その正文に対する中国側注釈書が利用されたと同時に、切韻系韻書或いは玉篇系字書が注釈書としての役割を担っていたことを明らかにした。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 石 塚 晴 通
副 査 教 授 宮 澤 俊 雅
副 査 助 教 授 池 田 証 壽

学 位 論 文 題 名

訓点資料として見た文選及び白氏文集の 注釈活動についての研究

本論文は、漢籍集部の基本典籍である『文選』及び『白氏文集』の現存古訓点資料を丹念に調査・整理して、依拠中国側注釈書及び切韻系韻書・玉篇系字書の利用を明らかにしている。

第1部「文選の注釈活動について」に於いて、和訓の無い声点資料を訓点資料として解明した点は学界の水準を抜くものである。また、丹念な調査を行い、整理してまとめた音注一覧及び六臣注本・音決音注対照表、漢文注一覧は、学界共有の基本資料とし得るものである。

第2部「白氏文集の注釈活動について」に於いて、訓点資料としての神田本と金沢文庫本との違いを、平安時代と鎌倉時代との注釈活動の違いとして解明しようとする着眼点は良く、意図は明らかであるが、第一部文選の訓点資料の解明に比して、訓点資料としての解明が不十分である。但し、丹念な調査により整理してまとめた金沢文庫本書込注一覧は、今後の研究の手懸りとなるものであり、学界共有の基本資料とし得るものである。

今後は、今回の成果を踏まえて、数少ない漢籍訓点資料の専門家として着実に研究を進めることが期待される。

以上により、本審査委員会は全員一致で本論文を博士（文学）の学位授与に相応しいものと認定する。